

明石市行政評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の事務事業に対して行う行政評価及び指定管理業務に対して行う評価について、第三者による評価を実施し、評価の客観性及び透明性を向上させるため、明石市行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の事務事業に対する評価に関すること。
- (2) 指定管理業務に対する評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関し必要なこと。

2 評価委員会は、前項各号の評価結果等について、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識を有する者
- (2) 公募市民
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、総務部行政改革課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成19年5月15日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、制定の日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる評価委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（明石市行政評価推進委員会設置要綱の廃止）

3 明石市行政評価推進委員会設置要綱（平成13年5月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成20年3月31日制定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。